

平成 2 6 年 第 1 回

印西市教育委員会定例会会議録

平成 2 6 年 1 月 1 6 日 (木)

平成26年第1回印西市教育委員会定例会会議録

日時：1月16日(木)午後3時00分

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

- 日程第 1 委員長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号
平成25年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について
- 日程第 5 議案第1号
印西市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号
印西市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第3号
印西市文化財審議会への諮問について
- 日程第 8 議案第4号
学校給食費滞納者に対する支払督促の申立てについて
- 日程第 9 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

出席委員(5名)

1	番	委 員	大 野 忠 寄
2	番	委 員	青 山 光 男
3	番	委 員	寺 田 充 良
4	番	委 員 長	佐 藤 め ぐ み
5	番	教 育 長	大 木 弘

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	五 十 嵐 茂 雄
教 育 部 参 事 (教育総務課長事務取扱)	五 十 嵐 理
学 務 課 長	井 上 愛 一 郎

指 導 課 長	内 田 圭 子
生 涯 学 習 課 長	山 崎 剛
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	湯 浅 静 夫

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 総 務 班 主 幹	飯 島 伸 一
教 育 総 務 課 総 務 班 主 査	高 木 恵 美 子
教 育 総 務 課 総 務 班 主 査	安 西 浩 紀

(15時02分)

(開会の宣告)

佐藤委員長

ただいまから、平成26年第1回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)

佐藤委員長

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

佐藤委員長

本日の議事日程についてはお手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

佐藤委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番青山委員を指名いたします。お願いします。

(会期の決定)

佐藤委員長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

佐藤委員長

日程第3 教育長報告を行います。

大木教育長。

教 育 長

それでは、教育委員会活動報告をさせていただきます。

まず、経過報告でございます。

1月9日木曜日、臨時教育長・校長合同会議が多古町で開催され、出席をしましてまいりました。

11日土曜日、印西市の消防出初式、松山下公園総合体育館で開催され、出席をいたしました。

12日日曜日、平成26年印西市成人記念式典、松山下公園総合体育館で実施されました。委員の皆様にもご出席、ありがとうございました。

14日火曜日、市の教育長・校長面接ということで、市役所で翌15日まで行いました。

15日水曜日、平成25年度印教連教育功労表彰者選考会議が八街市であり、選考委員になっております私が出席をしてみいました。

16日木曜日、本日ですが、第1回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

1月17日金曜日、第4回市校長会議が木下小で開催されます。

20日月曜日、第4回印旛地区教育長会議が佐倉市で開催されます。

21日火曜日、第9回市教頭会議が松山下公園総合体育館で開催されます。

22日水曜日、市の通学区域審議会が市役所で開催をされます。

23日木曜日、人事異動関係第1次面接が大森小学校でございます。これは北総教育事務所との面接ということになります。

24日金曜日、順天堂大学包括協定調印式が市内でございます、出席をする予定です。

26日日曜日、第60回文化財防火デー、防災訓練が岩戸の泉福寺薬師堂で行われます。出席をしてみいます。

28日火曜日、民生委員推薦会が市役所で開催されます。

29日水曜日、千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回教育委員研修会が佐倉市で開催されます。委員の皆様にもご出席いただければと思っております。

31日金曜日、教育委員会児童・生徒表彰式が市役所で行われます。

2月1日土曜日、第57回印西地区学警連新人駅伝競走大会が松山下公園陸上競技場で開催されます。

2日日曜日、第14回青少年長縄跳び大会が松山下公園総合体育館で行われます。

4日火曜日、印教連教育功労者表彰式が成田市で行われます。

同日、同会場で、第4回印教連定例常任委員会が開催されます。

6日木曜日、家庭教育学級運営委員研修会が市役所で行われます。

7日金曜日、広域高速ネット二九六放送番組審議会が佐倉市で開催され、出席をしてみいます。

同日、第2回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

活動報告については、以上でございます。

続きまして、平成25年度末の教職員人事異動事務について、報告とお願いをさせていただきます。

去る12月6日、北総地区の教育長・校長合同会議が多古町コミュニティプラザで行われました。そこで、千葉県教育委員会から、平成25年度末の平成26年度公立学校教職員人事異動方針が示されました。今お配り

したものでございます。例年とほとんど変わりませんが、ちょっとその内容を紹介いたします。

1ページ、これは平成25年度末及び平成26年度公立学校職員人事異動方針ということで、千葉県教育委員会の人事異動方針です。

第1ということで、一般方針、5項目書いてございます。心身ともにすぐれた人材の確保、そういったようなことが書いてありますので、お読みいただければと思います。

この1ページ、2ページが人事異動方針で、具体的なことは書いておりません。その次のページ、ページ1枚欠けておりますが、下に4と書いてある4ページのところです。ここからがこの人事異動の実施細目というのが県教委から示されております。こちらが少し具体的になります。

主なものを申し上げますと、1の適正配置についてということで、(1) 同一校に7年以上勤続する者については、積極的に配置がえを行う。同じ学校に7年までいることができる。7年目になって、8年目のときはほかの学校に異動させますよというのが原則です。

(2) として、同一市町村、今はもう村はありませんけれども、同一市町村に10年以上勤続する者が異動するときは、他の市町村へ配置がえを行う。つまり、印西市内には10年過ぎたら、次の異動は白井とか佐倉とか他市へ異動させますよということです。

同一校7年ということですので、最長で7の2倍で14年になりますね、14年ぐらいは印西市に勤めることができる。

それと、(4) のところの3行目の後ろから、校長については同一校勤務が3年以上となるようにということです。校長には3年以上の学校経営をやってもらおうというのが基本的な方針です。

というようなことで、ほとんど昨年までと同じなんですけど、つけ加わったところがあります。(9) の3行目の真ん中辺、特にとありますね、つまり(9) はと見ますと、複数の学校種における職務経験を積むことにより、職員の資質向上と人材育成を図るため、小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校間の異動、人事交流を推進する。これは今までもずっとやっております。小学校の先生が中学校に行ったり、中学校の先生が高校で教えたり、高校の先生が中学校に行ったり、特別支援学校の先生が小学校に来たりとか、そういったことをやっています。

ことしはその「特に」のところに加わりました。「特に、小学校での教科指導や生徒指導の充実を図るため、中学校教員の小学校への計画交流をより積極的に行う」というのが加わりました。つまり、小学校には中学校の先生を呼べますよということですね。

理由についてはちょっと明確ではありませんが、やはり生徒指導上のいろんな問題が小学校にも出てきているということで、もしかすると将来を見据えて、小学校経営というものが入ってきたときに、場合によっては中学校の雇いの先生が小学校に異動ということもあるのかなとい

う、わかりませんが、そういった可能性もありますので、そういったことで少しずつ始めていくのかなというふうには思っています。

そのほかについてはほぼ同じものですが、ちょうど次のページ、5ページになっている、3、管理職等への登用及び降任についてということで、(2) 管理職の大幅な交代期を踏まえ、女性管理職の積極的な登用を含めということで、これはしばらく県の方針として続いているものです。

それと、あと、知っておいていただきたいかなと思うのは、5、新規採用者についてということで、先ほど言ったように、一般教員は同一校に7年いることができるわけなんですけど、原則、新規採用者についてはもうちょっと早目に異動させるということで書いてあります。

6ページのところの(2)「新規採用者は、特別な事由のない限り、3年間は同一校で勤務することを原則とする。また、同一校に5年以上勤務する者については、積極的に配置換えを行う」と。どういうことかという、3年は異動はありませんよと、5年が最長ですよ、6年目はないですよと。まあ若いうちにできるだけ多くの学校に勤務して、経過を踏みながらということだと思います。

それと、6番の再任用制度。これは市の役人、公務員もまた同じだと思うんですが、定年退職した後、再任用についての職員については、そこに書いてあるように、計画的に行うというふうなことが一般的な方針でございます。

これから3月末まで人事異動の事務が続くわけなんですけど、北総教育事務所と連携を密にしながら、適正配置に努めていきたいと考えております。

人事異動についてはあくまでも内密に進めていく必要がありますので、その人事異動事務について、ぜひここで私にご一任をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ただいまの報告について、質疑はありませんでしょうか。

なし

2点目の人事異動方針につきましても、教育長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

各委員
佐藤委員長
(報告第1号)
佐藤委員長

なし

これで、日程第3 教育長報告を終わります。

日程第4 報告第1号 平成25年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

では、ご報告いたします。まず、読み上げます。

報告第1号 平成25年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。

印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第3項の規定により、次のとおり決定したので報告する。

平成26年1月16日提出

印西市教育委員会教育長 大木弘。

この表彰は、印西市内の小中学校に在籍する児童及び生徒、それに児童・生徒の団体が、学芸、スポーツなどの分野におきましてすぐれた成績をおさめたとき及び他の模範となる行動をしたときに、その功績をたたえて表彰するものでございます。

今回の被表彰者は、まず児童でございますが、個人で8名、生徒につきましては個人で13名、団体が2名でございます。被表彰者の学校名、学年、氏名及び内容につきましては、この表のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、表彰式は1月31日金曜日を予定しております。

報告第1号につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大野委員

大野委員。

一点、確認ですが、県内または全国で表彰されるのは非常によろしいかというふうに思います。今回もいろいろちょっと気になったというか、いには野小学校であったり印旛中ですか、ジュニアのトランポリン競技、これはやられているところがあるようですけれども、こちらやはりクラブチームであったりとか、そういうところに所属されて活動されているかとは思いますが、その辺の内容等がわかることがございましたら、また空手道なんかも異色なのかもしれませんけれども、水泳だったり、どういうところに所属してこれだけの成績が上がってきたかということをお聞かせいただきたいのですが、よろしくお願ひします。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

今お話がございましたトランポリン、これはやはりクラブチームというようなことで、推薦調書にはどこに所在するかちょっと記入がないのですけれども、トランポリンについてはスポーツ・テン・フォーティーという団体に所属しております。

それから、また空手道につきましては、これはやっぱりそういう空手の団体で川口会という団体の、これもちょっとどこに所在する団体かは推薦調書には記載されていないんですけれども、民間の道場ということで所属しております、それで関東大会のほうに出場して成績をおさめたというふうなことでございます。

水泳は、これもスイミングスクールに、今ちょっとどこのスイミング

スクールというのは把握していないのですが、スイミングスクールに通って練習して、成績をおさめたというようことでございます。所属団体等は把握しておりませんで申しわけございませんが、一応そういうところでございます。

大野委員
佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

以上で、日程第4 報告第1号 平成25年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを終わります。

(議案第1号)

佐藤委員長

日程第5 議案第1号 印西市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第1号 印西市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

平成26年1月16日提出

印西市教育委員会教育長 大木弘。

それでは、議案第1号につきましてご説明を申し上げます。皆様には、1枚めくっていただきまして、審議資料をご覧いただきたいと思っております。

本案につきましては、審議資料の改正の理由にも書かれておりますとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、社会教育法の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準につきましては文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。このことによりまして、新旧対照表にございますとおり、印西社会教育委員条例の第2条に2項として、社会教育委員の委嘱の基準について規定を加えるものでございます。

その内容でございますが、参酌すべき基準によりまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱するというような規定を設けるものでございます。

これまでの委員の委嘱基準と内容的には変わってございません。施行期日につきましては、平成26年4月1日からとするものでございます。

こちらの改正内容につきまして、11月15日から11月29日までの間、市民に対しまして意見をいただくためにパブリックコメントを実施いたし

ております。この結果につきましては、特に意見等はございませんでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第1号 印西市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号 印西市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議案第1号 印西市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

佐藤委員長

日程第6 議案第2号 印西市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第2号 印西市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

平成26年1月16日提出

印西市教育委員会教育長 大木弘。

それでは、議案第2号についてご説明いたします。

審議資料、2枚めくっていただきまして、議案第2号の審議資料をご覧くださいと思います。

本案につきましては、先ほどの議案第1号の社会教育委員に係る条例改正と同様でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、地方青少年問題協議会法の一部が改正され、地方青少年問題協議会の会長及び委員の資格要件に関する規定が廃止されております。このことに伴いまして、市といたしまして、青少年問題協議会の会長及び委員の資格要件について条例中に定めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思いますけれども、条例の第3条第1項におきまして、これまでの法律第3条に規定しておりました協議会の組織及び会議につきましては、法第3条に規定するところによるということで、内容につきましては、協議会は、会

長及び委員若干名で組織するというような内容でございましたけれども、これを、協議会は会長及び委員10人以内で組織するというように改めました。

そして、第2項におきまして、会長の資格要件を、市長をもって充てるということといたしております。

それから、第3項におきまして、委員の資格を関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命するというように改正をします。並びに、委員の任期は2年というふうに改正するというものでございます。

これまでの点と異なります点は、議会の委員、協議会の委員から議会の委員を除いております。こちらにつきましては、市の方針といたしまして、審議会等から議会議員をできるだけ除いていくというような方針のもとで、法令審査委員会においても指摘、指示がございましたことから、本条例につきましても議会議員を除くものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございますけれども、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に印西市青少年問題協議会の委員である者は、引き続き改正後の印西市青少年問題協議会条例の規定に基づき任命された委員とみなすという規定を設けてございます。

これは何を意味しているかといいますと、現在の委員の任期、平成25年4月1日から27年3月31日までが任期とされておりますけれども、先ほど申し上げました議会の議員の委員さんにつきましては、この間委員として継続されるという意味合いでございます。また、現在の委員数が9名でございますので、現行のままで継続されるということとなります。

それから、改正の中身としまして、その内容のところに、句読点等の条文整理という形で改正もあわせて行っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

青山委員。

青山委員

この法の3条3項の内容ですけれども、今までのセレクションのままで今回の委員は、任命の仕方というのは今までとは変わっていないのでしょうか。市長がというので、任命が。今までは市長が任命するというような文言はなかったんですね。でも、選任の仕方は変わっていないんですね。

佐藤委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

任命の仕方は変わっておりません。

青山委員

わかりました。ありがとうございます。

佐藤委員長

ほかに質疑はありますか。

各委員

なし

佐藤委員長

これで質疑を終わります。

議案第2号 印西市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第2号 印西市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第2号 印西市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第3号)
佐藤委員長

日程第7 議案第3号 印西市文化財審議会への諮問についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第3号 印西市文化財審議会への諮問について。

印西市文化財保護条例第4条第3項の規定により、印西市文化財審議会に次のように諮問する。

平成26年1月16日提出

印西市教育委員会教育長 大木弘。

それでは、議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

本案につきましては、小林の馬場地区にごございます道作1号墳、道作4号墳、道作5号墳につきまして、その保存のため、印西市指定文化財として指定したいので、印西市文化財審議会に諮問することについてお諮りするものでございます。

文化財指定の諮問の理由でございますけれども、議案書にごございます印西市文化財の諮問の理由、こちらを読ませていただきます。

道作古墳群は、印旛地域を代表する龍角寺古墳群や公津原古墳群と並び、古墳時代の様相を解明するための重要な古墳群である。

市教育委員会では、道作古墳群のうち道作1号墳、4号墳、5号墳について、古墳の史跡保存を目的とした地形測量、周溝の範囲確認調査を実施してきた。

調査結果から1号墳は全長46メートルを測る前方後円墳で、本古墳群の中で最も大きい古墳であることがわかり、隣接する4号墳は円墳で直径11メートル、5号墳は前方後円墳で全長15メートルであることが確認できた。また、1号墳と4号墳、5号墳の主軸がほぼ同じ北東方向で築造されていることから、3基の古墳に埋葬された被葬者同士に何らかの関連性があることも考えられる。

以上の調査成果と周溝内から出土した埴輪の特徴などから、古墳の築造時期は、6世紀後半ごろと推定され、道作古墳群内で最大の前方後円墳である道作1号墳は、印旛沼西岸域で最大の規模を有し、当時の印旛

地域の有力な首長層の存在を示す重要な古墳である。また、隣接して築造された4号墳、5号墳についても1号墳との関連性が考えられることから、3基の古墳については市の指定文化財（史跡）として永く保存していく必要があることから、文化財指定の諮問をするものであるということでございます。

参考までに、次に、道作古墳群の整備の概要についてでございますが、このように資料をご覧くださいまして、まず、道作古墳群の整備の基本的な考え方が1ページに示されております。左上の「基本的な考え方」というところでございますけれども、豊かな文化と自然を保全・活用するまちづくりの方向性、文化財と一体となった緑地として、道作古墳群と里山環境を保護・活用しながら、多世代が集い、さまざまな活動の場として整備していきたいというようなことで基本的には考えております

道作古墳群の整備につきましては、いわゆるまちづくり交付金を活用して整備しておりますが、教育委員会、市といたしましても、本格的な歴史広場ということで初めて整備していくものでございますので、保護、活用等、十分に効果が得られるよう行ってまいりたいと考えております。

具体的な整備内容につきましては、次のページをご覧くださいと思います。まず、周囲等の樹木についてでございますけれども、こちらは周囲東側、北側の樹木について、できるだけ明るく見通しのいい環境を確保したいということで、景観上必要なものを確保して、あとは伐採をしていきたいと考えております。そして、東側の境界部分、東側というのは、この資料の左側になりますけれども、左側の境界部分につきましては高さ30センチ程度の擬木柵、木の柵を設置していきたいと考えております。

そのほか樹木につきましては、景観的なもの、日陰となるものにつきまして、既存の樹木をできるだけ保存していきたいと考えております。

それから、古墳を保存していくことが重要でございますので、古墳に合う既存の樹木を伐採して、古墳の形状や高さがわかるように整備をしてまいりたいというふうに考えております。文化財でございますので、その現状を保存していくため、ロープ柵等で原則立ち入り制限をしていきたいと考えております。

それから、図にありますとおり、敷地入り口と散策路、奥の里山、里道をつなぐ園路を整備してまいります。園路に沿いまして、休憩施設としてベンチ、それからあずまや等、あずまやについては既に設置がございますけれども、改良するなどしまして整備をしていきたいと思っております。

それから、1号墳の西側といいますか、ちょうど円のところにありますけれども、いわゆる多目的広場というのを整備していきたいと考えて

おりまして、学習活動や里山管理の作業スペース、イベントなど、多目的な利用のスペースを確保していきたいと考えております。

それから、多目的広場の、図でいいますと下になりますけれども、車のアクセスに対しまして、最低限の駐車スペースの確保ということで、3台分程度駐車場を確保してまいります。

それから、今の概要でございますその他につきましては、今後、施設配置の、今は設計をしておりますけれども、このとおりの整備をおおむねしていきたいと考えております。

それから、管理につきましては、教育委員会の生涯学習課で管理してまいりますけれども、これまでの協議の中で、小林地区の、小林住みよいまちづくり会との話し合いも経まして、年数回草取り作業などをしていただけるということになっておりますので、これを基本にしまして、できる限り共同地域といったものを管理していくというような体制でいきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

大変貴重な場所かなと思っておりますけれども、この古墳なんですけれども、周りからいろいろ埴輪などが発見されたという話をいただいたのですが、古墳の中の調査等はまだ、実施していないんですね。

佐藤委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

中につきましてはまだ行っておりません。

青山委員

非常にいい計画だなと思います。特に古墳はお墓でもありますので、やはり柵等が必要でしょうし、明るい環境であれば、周りの人の目にも届きますので、そういう点でもふさわしいかなと思っておりますけれどもね。ただ、作業等で、地域の方がこの後ろのほうの里山の保全にかかわっていただいていることも大変素晴らしいことかなというふうに思います。

ちょっと疑問に思ったのは、地域の方がそういった作業にいらっしゃるときに駐車スペースが3台で間に合うのかなというふうに思います。また近くに何かそういうスペースがあれば作業もしやすいのかなというふうに思うんですけれども、せっかく地域の方が年3回草刈りをしていただけるというふうなことでありますので、その辺がちょっと気になりました。

あとは、大変素晴らしいことですし、裏の里山の部分をどの程度、これは市の所有地になるわけですか。その辺、お聞きしたいと思います。

佐藤委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

ありがとうございます。

作業スペースの確保はしたということでございますけれども、車両です、そのためのスペースについては特に設けることがちょっとなかなか

かできなかったというところで、極力、緑地を主体というか、保全というところもございますので、余り駐車場の台数を確保するというところはちょっと想定していなかったところでもございますので、作業時につきましては年に数回でございますので、その辺は工夫しながらしていきたいというふうに思います。

ここの後背の里山につきましては、現在のところは私有地、民有地でございまして、そこは、赤道を中心にして散策路という形で整備をしたいというのはこれまでの協議の中で、まちづくり交付金の計画の中でもしてきたところでもございますけれども、こちらについても順次協議をしながら、できる環境、整備する環境であれば市と地域と協議をしながら、ここのところと市街地とを結んでいくということで、散策路として結んでいくというような形で整備ができればというふうに考えております。

佐藤委員長
青山委員

青山委員。

古墳があそこにあるということは、非常に環境的にはいい場所にあるんですよ、伝統的に。風土記の丘がやはりそうできて、いろいろな施設がありますけれども、非常に景観的には高いところにあって、見晴らしがいいというふうなところに立っていることが多いんですよ。

ですから、地域のそういう意味で、そういう歴史とか自然にかかわる上でも大事な場所にしたいなと思います。

私有地であっても、今はほとんど、ここにも書かれていますけれども、山等は何十年、それこそ40年、50年と手つかずで、まあエネルギー革命とかというのはあるんですけども、地主さんもほとんど整備ができていないんですね。ですから、地主さんのお考えでも、もしそういう形で市民の方がまたこの場所を大事にして整備等をしてくださるということであれば、市のほうが間に立って整備等で、そこが自由に整備できるというか、そんなに無理に大きな木を切ったりとかということでは、本当に倒木とか、中に子供たちとかあるいは地域の方が入れるような整備をするということは地主さんにとっても本当にありがたいことでもありますし、地域にとっても安全の面、または健康を維持する、散歩等でですね、そういう上からも、いろんな面からもプラスのことが考えられますので、神社の地主さんと、そういういい意味での協力をしていただいて、この地域が道作古墳群を中心にしてすばらしい場所にしていかれるとありがたいなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってください。

佐藤委員長
生涯学習課長

生涯学習課長。

ありがとうございます。

こちらの計画地につきましては、都市再生整備計画という形でやってまいりまして、市としては地主さんの協力を得て、用地を購入して、こういった整備をするということになってまいりました。こちらは、こう

いうことは市として初めてのことでございまして、この周辺の道作古墳群という、この周辺をあわせて道作古墳群という形になりますので、周辺の民有地につきましても、地主さんのご協力を得ながら、地元のほうで協力が得られるということであれば整備をして、一体として保全ができるように、そしてそういう意味では地域の潤いのあるところとして活用できるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第3号 印西市文化財審議会への諮問についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号 印西市文化財審議会への諮問については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第3号 印西市文化財審議会への諮問については、原案どおり可決されました。

(会議の非公開)

佐藤委員長

日程第8 議案第4号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項、並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、会議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

それでは、これより会議を非公開といたします。

[非公開により省略]

佐藤委員長
(その他)

以上で、会議の非公開を終了いたします。

佐藤委員長

日程第9 その他についてですが、まず、千葉県立印旛明誠高等学校の学級増に関する要望書について、教育部長よりご説明願います。

教育部長。

教育部長

お手元のほうにお配りさせていただきました、こちら(案)と書かれておる用紙でございます。千葉県立印旛明誠高等学校の学級増に関する要望書でございます。説明させていただきます。

1月9日、この印旛明誠高等学校のOB会の、同窓会の方々が来庁されて、この要望書を千葉県知事及び県教育長のほうに提出させていた

だきたいと。

提出者といたしましては、印西市長、それと印西市教育委員会教育委員長、それと印西市小中学校P連の協議会長、それと印旛明誠高等学校のPTA会長及び同窓会長ということで、提出したいということでした。

内容についてでございますが、この要望書の中の6行目、読ませていただきますと、印旛明誠高等学校の学年編成は4学級であり近隣市町村の高等学校から比べると少なく、中学生の保護者等からは「募集定員が少なく交通費が非常に高い鉄道を利用し市外の高校への進学を選択せざるを得ない」との声も聞いている状況であります。こういったことを受けまして、結びの2行でございますが、「つきましては、印旛明誠高等学校の学級増について特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます」という趣旨でございます。

提出者でございますが、市長につきましては了承されていると。それと、明誠高校のPTA会長または同窓会長のほうも、当然発案の方々でございますので、了承ということでございます。また、教育委員長につきましては、委員長名で要望書を出すに当たりましては、委員の皆様のご了承を得るという必要がございますので、この場で報告させていただき、了承を得たいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

佐藤委員長

ありがとうございました。

これにつきましては、教育部長からただいまご説明がありましたとおり、委員長名で提出することに当たって、委員の皆様のご了承を得たいということでございます。

これに関し、何かご質問ございますでしょうか。

各委員

なし

佐藤委員長

それでは、質疑がないようですので、千葉県立印旛明誠高等学校の学級増に関する要望書については、お手元に配付のとおりの内容に了承することといたします。

教育部長

ちょっとすみません。説明不足の点がありましたので、よろしいですか。

佐藤委員長

教育部長。

教育部長

つけ加えさせていただきます。

3番目のP連の会長の件なんですけれども、こちらにつきましては、各会員PTA及び学校のほうの了承を得なければ、この会長名で要望書を出すのは難しいところで、こちらに関しましては、少しまだ問題が残っているという状況を、すみません、ちょっと省いてしまいましたので、つけ加えさせていただきます。

佐藤委員長

引き続き、その他について、何かございましたらお願いいたします。
教育総務課長。

った傾向もございました。

それと、式典の反省点もございますけれども、式典といいますか全体の反省点もございますが、式典は12時半ちょっと前に終了いたしましたけれども、新成人が出て、それから引けるまで、出口周辺から引けるまでがおおむね1時半ぐらいになったんですけれども、そういった意味では約1時間ぐらいたむろしていたというか、その余韻に浸るのはいいんですけれども、やはりお酒を飲み回すというようなそういった成人者も何組かおりましたので、そういうことから、式典終了時の誘導の仕方については若干課題として残っておりますので、その辺を来年につきましては検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、式典の報告ということになりますけれども、駐車場におきまして接触事故が1件起こっております。それから、酒類等、拡声器の、いわゆる危険物の扱いが7件ということでもございました。

そういった中で、またいろいろ式典の今回スライド上映も行いましたけれども、そういったことをやる場合については、また改善の余地もあるかと思えます。ちょっと場所によっては見づらい部分もございましたので、そういったところも改良していきながら、また来年、よりよい式典に向けて頑張ってまいりたいというふうに思えます。

以上でございます。ありがとうございます。

佐藤委員長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

式典のほう、私初めて出席をさせていただいたんですけれども、非常に、成人した人たちですけれども、実行委員の方たちがとても立派な運営ぶりだったかなと思えますし、その式典の内容も、中学校時代を振り返る映像等を自分たちで集めて、しかも編集をして上映できた、非常に実行委員の人たちは大変すばらしい取り組みをしたなというふうに感動しました。

それから、普通、恐らくあの場に集まった人たちというのは、久しぶりに顔を合わせているわけだと思うんですけれども、合唱曲の披露がありまして、体育館というのは普通、歌を歌う場所ではないので、非常に音が散ってしまうんですけれども、様子を見ていますと、大多数の成人の人たちはしっかり歌っておりましたし、非常にすばらしい式典ではなかったかなというふうに私自身は感想として持ちました。

本当にかかわられた職員の皆さん、大変だったかなというふうに思えます。それと、非常に寒い中でありましたので、長時間外で、ああいう形で駐車場の整理をなさったり、いろいろな人員整理等をなさって、本当に大変だったなと思えます。

本当に大変ありがとうございます。ご苦労さまでございました。

佐藤委員長
各委員

ほかに質疑はありませんか。

なし

佐藤委員長

それでは、ほかにその他、何かございますでしょうか。
教育総務課長。

教育総務課長

それでは、改めまして、次回の定例会の予定でございますけれども、2月7日、時間については午後3時ということで、よろしく願いいたします。場所につきましては、本日と同じになります。

それから、本日は午後6時から、委員さんと事務局職員との共同の新年会ということで嶺久庵で設定してございますので、参加のほうについてはよろしく願いいたします。

以上でございます。

佐藤委員長

これで日程第9 その他を終わります。

(閉議の宣告)

佐藤委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

(閉会の宣告)

佐藤委員長

これで、平成26年第1回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

(16時15分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年1月16日

委 員 長 佐 藤 め ぐ み

署 名 委 員 青 山 光 男